

 相模原ロイヤルケアセンター

オープンルーム "Sunday"

カラオケ無料貸し出し可能！！

施設内にある会議室を一般の方向けに無料開放をしています。
予約制ではありませんが、会議・カラオケ・ママ会・待ち合わせ等ご自由にお使いいただけます。

>> 詳細は裏面へ 

▶ 開放日時

毎週日曜日（年末年始除く）
10：00～16：00

▶ 場所

相模原市緑区大島380-1
相模原ロイヤルケアセンター会議室

問い合わせ先：相模原ロイヤルケアセンター
TEL042-760-0040

<利用方法>

- ①平日9:00-16:00に042-760-0040(相模原ロイヤルケアセンター代表電話)に電話をかける
- ②「Sundayの予約をしたい」と言い、担当者に「名前・利用人数・日時・利用内容」を伝える
- ③担当者がお部屋の空き状況を確認して予約完了
- ④予約当日に、1F事務所で規約の確認及び利用受付をしてお部屋へご案内
- ⑤利用を終了する際に1F事務所で終了受付(原状回復立会い確認)をする

<注意事項>

- ・飲食物の持ち込みは担当者にご相談いただき指示に従って下さい。
- ・火気等危険物又は悪臭を発する物品、動物、アルコール類の持ち込みはできません。
- ・利用後は原状回復となります。予約時間内に利用前の状態に戻してください。

<お部屋の大きさ>

机無しで30人ほど、机有りで20人ほどの收容人数

<備品>

(予約不要)3人掛け長机4つ、2人掛け長机2つ、1人掛け角机4つ、椅子21脚
(要予約)カラオケ機器一式、プロジェクター及びスクリーン、40型テレビ

<禁止行為、利用制限について>

賭博行為・募金活動・物品の販売等金銭の授受、チラシの配布等勧誘行為、所定の場所以外での喫煙、許可の無い場所への立ち入り、政治活動又は特定の宗教の布教活動、反社会的勢力の利用又は利益になると認められること、法令に反すること等の別紙「オープンルームSundayに関する利用規約」に反すること。

医療法人財団 明理会
介護老人保健施設
相模原ロイヤルケアセンター



ITABASHI MEDICAL SYSTEM

オープンルーム Sunday に関する利用規約

2019年11月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、医療法人財団明理会介護老人保健施設相模原ロイヤルケアセンター（以下「当事業所」という）のオープンルーム Sunday（以下「Sunday」という）の利用について必要なことを定めています。

(目的)

第2条 当事業所の Sunday は年末年始を除く毎週日曜日に、地域交流の場として利用することを目的としています。

(利用者)

第3条 Sunday を利用できる方（以下「利用者」という）は当事業所が認めた個人又は団体です。

(利用日時、場所)

第4条 Sunday の利用日時は、次の各号に定める通りとします。ただし、当事業所が点検又は修理、年末年始や施設行事等のその他の理由で使用できない日時もあります。

- (1) 利用日 毎週日曜日
- (2) 利用時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 相模原ロイヤルケアセンター 1階会議室

(利用申込み)

第5条 利用申込みに際しては、別途定める「Sunday 利用名簿」への記載が必要になります。その際飲食物を持ち込む場合は事前に当事業所の関係者と相談の上、その指示に従うものとします。

(禁止事項)

第6条 当事業所では、次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 賭博行為、物品の販売等の営利を目的とした行為
- (2) 当事業所内に装飾又は設備等を施す行為、並びに施錠行為
- (3) 所定の場所以外での喫煙行為
- (4) 勧誘、ちらし等の配布及び募金活動等の行為
- (5) 火気等危険物又は悪臭を発する物品、動物、アルコール類の持ち込み

- (6) 共用トイレを除くフリースペース以外の利用及び立ち入り行為
- (7) その他騒音行為を含む当事業所利用者又は近隣住民の迷惑となる行為

(利用の制限)

第7条 当事業所は、Sundayの利用申込みの内容が次の各号に該当する場合は利用の申込みを断ります。

- (1) 当事業所の設置目的を逸脱し、又は当事業所の品位を損なう恐れがあると認められるとき
- (2) 法令に反するとき
- (3) 公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき
- (4) 利用者が反社会的勢力であることが判明したとき又は反社会勢力の利益になると認められるとき
- (5) 当事業所の他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき
- (6) 当事業所の設備や備品を損傷する恐れがあると認められるとき
- (7) 当事業所の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (8) 利用者が当事業所関係者に対して、次の各号に掲げるいずれかの行為に及んだとき
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野又は乱暴な言動を用い、並びに迷惑を覚えさせるような方法で訪問又は電話する行為
 - ウ 暴行又は脅迫その他の違法な行為
 - エ 金銭の支払い、債務の免除、契約の締結又は便宜の供与その他の当事業所による給付で、当事業所が法律上の義務を負わないものを、当事業所の意思に反して求める行為
- (9) 政治活動又は特定の宗教の布教活動が行われたとき
- (10) その他当事業所が不適當であると認めたとき

(利用の停止)

第8条 当事業所は次の各号に該当する場合には、利用の停止をすることがあります。この場合において利用者に損害が生じる場合があっても当事業所は一切責任を負いません。

- (1) 第6条、第7条のいずれかに該当すると認められたとき
- (2) 利用者が当事業所関係者の指示に従わないとき
- (3) 天変地異その他の不可抗力によって、当事業所の利用ができなくなり、人身及び財産に危険が生じる恐れがあると認められるとき
- (4) 当事業所の運営上、やむを得ない事情が生じたとき
- (5) その他この規約に定める事項に違反したとき

(備品の貸出)

第9条 当事業所は第5条に基づいて利用の申込みを承諾した利用者が、別途定める「Sunday 備品借用申込書」(以下「借用申込書」という)を提出した場合には、当事業所があらかじめ指定する備品を借用申込書の記載内容に基づいて貸し出すこととします。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、Sunday の利用に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者は、管理者の注意をもって設備及び備品を利用するものとします
- (2) 利用者は、当事業所が定める規定及び利用規約等並びに関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の関係者及び利用者が主催する会合等の参集者(以下「参集者」とする)に対しても遵守させるものとします
- (3) 利用者は、当事業所と連絡・調整を図りつつ、会議室を含む当事業所の建屋とその周辺に対する秩序維持、利用者の関係者及び参集者の管理・調整、案内及び誘導、並びに盗難・事故の防止等に努めるものとします
- (4) 利用者は、多数の入室が予測されるような会合等を開催する場合に、当事業所が警備及び誘導體制等について協議が必要と判断したときは、利用者は事前に当事業所と協議の上、当事業所の指示に従うものとします
- (5) 利用者は、不測の災害や事故に備えて、利用前に当事業所の非常口、避難誘導方法及び消火器の位置等を確認するとともに、利用者の関係者及び参集者に対しても事前に説明するものとします
- (6) 利用者は、当事業所の定める規定及び利用規約等に規定される管理運営上危険な行為、その他当事業所の他の利用者、参集者等に迷惑を与える行為を避けるものとします
- (7) 利用者は、当事業所の近隣住民への最大限の配慮に努めるものとします
- (8) 利用者は、申込書に記載した目的、時間及び場所を必ず守るものとします
- (9) 利用者は、当事業所に対して電話の取次ぎ又は伝言を依頼しないものとします
- (10) 利用者は、ゴミは全て持ち帰るものとします
- (11) その他当事業所の利用に関しては、当事業所の関係者と相談の上、その指示に従うものとします

(立ち入り)

第11条 当事業所及び当事業所が指定する者は、会議室に立ち入り、及び点検し、必要であれば適宜の措置を講じることができるものとします。

(原状回復等)

第12条 利用時間は原状回復(片付け・清掃)後、当事業所又は当事業所が指定する者の点検を受けて全員の退出までを含むものとします。

(損害賠償)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当事業所及び相手方の被った被害を賠償するものとします。

- (1) 利用者又は利用者の関係者並びに参集者(以下「利用者等」という)が、当事業所並びにその設備及び備品その他関連施設を毀損、汚損又は紛失した場合。
- (2) 利用者等が、当事業所の他の利用者等に損害を与えた場合。

(関係省庁等への届出)

第14条 利用者は当事業所の利用に際して、法令に定められた関係省庁への必要な届出及び許可申請等並びに関係機関への届出等を自らの責任と負担において行うものとします。

(免責事項)

第15条 当事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者がこれによって損害を受けても、その損害を賠償する責を負わないものとします。

- (1) 第8条に定める事由により、利用の中止、停止をした場合。
- (2) 不測の事故、天変地異並びに官公署の命令及び指導等により、当事業所利用が不可能な事態が生じた場合。
- (3) 当事業所に地震、落雷又は火事等(以下「地震等」という)が発生することが予想される案内が当事業所に流れたことによって、利用者が損害を受けた場合。ただし、地震等が実際に発生したかどうかは問わないものとします。
- (4) 当事業所の故意又は過失によらない火災、盗難及び設備の故障等によって、利用者が損害を受けた場合。
- (5) 利用者間、並びに施設駐車場内でのトラブルがあった場合。

附則

この規約は、2019年11月1日から施行します。